

裁 決 書

審査請求人

住 所

氏 名

代理人

住 所

氏 名

処分庁 大仙市福祉事務所長  
深 谷 久 和

平成18年8月1日付けで提起された生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護変更申請却下処分に対する審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

処分庁の審査請求人に対する保護変更申請却下処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が審査請求人（以下「請求人」という。）に対して平成18年6月7日付けで行った生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護変更申請却下決定（以下「本件処分」という。）について、その取り消しを求めるということである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、要するに次のとおりであり、請求人はこれらの点から、本件処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

- (1) 処分庁は、変更申請理由と実地調査の結果について相違があるとして本件処分を行ったが、相違したとする事由が不明であり、説明もないことから本件処分の理由が分からない。
- (2) 請求人は、長女の長女（以下「孫」という。）を育てているが、長女から養育費を受け取ったことはなく、扶養の事実はないので、本件処分は違法である。

## 第2 処分庁の弁明

処分庁は、次の点を理由として、本件処分は適法であると主張し、棄却するとの裁決を求めている。

- (1) 法第4条第2項では、保護の補足性の原理において、法を適用する前に、民法の定める扶養義務者の扶養を優先することを規定している。
- (2) 未成熟の子に対する親の関係は、同居の有無にかかわらず極めて強い扶養義務が課せられていることを重視し、扶養の優先順位から生活保持義務関係にある母親を実地調査した結果、母親として養育の意思があることを確認できたので、保護変更申請を却下処分としたものであり適法である。

## 第3 当庁の認定事実及び判断

### 1 認定事実

調査したところ、次の事実が認められる。

- (1) 処分庁は、請求人に対し、傷病を理由として単身で平成13年10月9日から法による保護を開始したこと。
- (2) 請求人は、平成18年2月15日、処分庁を訪ね、長女が平成17年5月頃請求人に孫を預けたまま引き取りに来ないためそのまま養育しているので、孫を生活保護の対象にできないか相談したこと。
- (3) 処分庁は、請求人から長女世帯は千葉市において生活保護受給中との申し出があったことから、平成18年2月16日該当事務所に照会したこと。
- (4) 処分庁は、平成18年3月27日、請求人宅を訪問し、同年3月24日付けの千葉市福祉事務所からの回答により、長女世帯は、平成17年10月1日付けで生活保護が廃止となっていることを伝え、孫の保護変更申請について説明したこと。
- (5) 処分庁は、平成18年4月7日、請求人宅を訪問し、保護変更申請書を受領し、申請に係る状況を調査したこと。
- (6) 処分庁は、同日ケース診断会議を開催し、孫の母である長女に対し、養育について確認が必要で実地調査が必要と判断したこと。
- (7) 処分庁は、平成18年5月8日、横浜市青葉福祉保健センターからの回答により、長女は孫を対象児童として平成17年4月から児童手当を受給していることを確認したこと。



- (8) 処分庁は、平成18年5月25日、横浜市の長女宅を訪問し、長女から次の点についての申し出を聞き取り調査したこと。
- (ア) 孫については、長女の妹に預けた際に請求人が勝手に連れて行ったものであり、誘拐に値する。孫を返さないなら訴えるつもりであること。
  - (イ) 請求人は、長女が孫を育児放棄しているとかって判断していること。
  - (ウ) 請求人について、母親であるが、金銭及び子供の件でけんかが絶えない状態で困っていること。
  - (エ) 孫の住所異動及び保護申請について全く知らされていないこと。請求人に不法侵入されたことで警察に届け出し、調査してもらっている最中であること。
- また、訪問した際に警察官が調査に入っていることを確認し、上記申し立てにより、母親として養育するとの長女の意味を確認したこと。
- (9) 処分庁は、平成18年6月6日、ケース診断会議を開催し、長女に実地調査した結果、「長女を引き取り養育する」、「長女を自分に早く返してほしい」と訴えていることから、保護変更申請を却下することとしたこと。
- (10) 処分庁は、平成18年6月7日付けで本件処分を行い、却下理由として「申請理由と実地調査の結果に相違があるため」とし、請求人宅を訪ねたが不在のため玄関状差しに却下通知書を投函したこと。

## 2 判断

法第4条第1項は「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と、第2項は「民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」と、第3項は「前二項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。」と定めている。これは、生活保護制度が自己責任を原則としながら、その補足的役割を担っていることを明らかにしたものであり、この趣旨は、「法律の基本原則であって、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない」（法第5条）とされている。

また、法第24条第2項は、保護の申請に対して保護の実施機関は、「決定の理由を付して」書面により通知しなければならないと定めている。

- (1) これを本件についてみると、最初に、請求人及び孫について、認定事実(2)、(4)及び(6)から、処分庁及び請求人双方とも同一の住居に居住し、生計を一にしている同一世帯と認識している。

次に、処分庁は、長女について、絶対的扶養義務者で生活保持義務関係にある



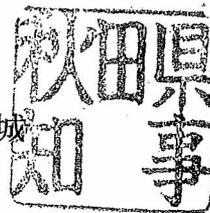
者と認め、実地により扶養義務調査を行っていることが認定事実（８）により確認できる。よって、扶養義務の取扱いについて検討すると、法４条第２項は扶養義務者の扶養は保護に優先すると定めており、「生活保護法による保護の実施要領について（昭和３８年４月１日付け社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第４において、扶養能力調査は、対象者の世帯構成、職業、収入及び社会保険の加入状況、要保護者についての税法上の扶養控除及び家族手当の受給並びに他の扶養状況等について調査することとされており、扶養の程度は、生活保持義務関係にあっては、扶養義務者の最低生活費を超過する部分とされている。しかし、認定事実（８）によると、長女の申し立ての聴取に止まり、長女の生活実態を十分に把握しているとは言えず、扶養能力が明らかでない。

また、処分庁は、長女の実地調査により「母親として養育の意思があることを確認できたので」却下処分したと弁明しているが、処分庁から提出された資料からは、養育の意思及び扶養が行われたとは確認できないことから、適法とは言えない。

- (２) 次に、本件処分通知において、却下理由として「申請理由と実地調査の結果に相違があるため」と通知してしているところであるが、法２４条第２項で定められた理由付記は、申請者が決定の理由を明確に認識し得る具体的なものでなければならぬとされているが、本件処分理由は、相違を認識できる具体的理由が記載されておらず適法とは言えない。
- (３) 以上のとおりであり、本件審査請求については、主文のとおり裁決する。

平成１８年１１月２日

秋田県知事 寺田 典城



教 示

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して３０日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して３０日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して１年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。）。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として（訴訟において市を代表するものは市長となります。）決定の取り消しの訴えを、あるいは県を被告として（訴

訟において県を代表するものは知事となります。) この裁決の取り消しの訴えを提起することができます (なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取り消しの訴えを提起することができなくなります。)

